

# 協働環境委員会会議録

令和6年12月11日(水)

(開 会) 10:00

(閉 会) 11:05

## 【 案 件 】

1. 議案第 94号 令和6年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
2. 議案第 96号 令和6年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
3. 議案第113号 訴えの提起(旧颯田武道館敷当権設定登記抹消登記手続請求)
4. 議案第117号 専決処分の承認(飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例)

## 【 所管事務調査 】

1. 地域猫活動支援事業について
2. 産業廃棄物焼却処理施設について

---

### ○委員長

ただいまから協働環境委員会を開会いたします。

「議案第94号 令和6年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

### ○医療保険課長

「議案第94号 令和6年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」の補足説明をいたします。

補正予算書の147ページをお願いします。第1条において、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5992万5千円を増額しまして、総額を歳入歳出それぞれ136億5697万8千円としようとするものです。

今回の補正は、本年度上期の実績などを基に決算見込額を精査しまして増額となっております。感染症が夏に流行等により、医療費が大幅な増となっております。これが予算総額の増額の主な要因として挙げられます。詳細につきましては事項別明細書でご説明いたします。

まず、歳出予算の主なものについて説明いたします。

157ページをお願いいたします。2款、1項、1目、一般被保険者療養給付費につきましては、今年度前半の実績を基に精査したことから、3億3592万6千円の増額の見込みとなっております。2款、2項、1目、一般被保険者高額療養費につきましては、今年度前半の実績を基に精査したことから、1633万6千円の増額の見込みとなっております。

159ページをお願いいたします。6款、1項、2目、償還金につきましては、令和5年度の県負担金等の超過交付分を返還するもので、普通交付金返還金等2151万4千円を計上しております。

少し飛びまして、165ページをお願いいたします。新規で債務負担行為1件を追加しております。集団検診(健診)予約受付等業務委託料です。市で行っております一般会計のがん検診等と国保の特定健診等の予約受付、受診勧奨の架電業務について、令和7年度4月から業務を行えるよう今年度中に業者決定を行う必要があることから、債務負担行為を設定するものです。

次に、歳入予算の主なものについてご説明いたします。

152ページをお願いいたします。1款、1項、1目、一般被保険者国民健康保険税につきましては、8月分までの調定実績から3月までの調定額を推計しまして、1529万8千円減の19億231万4千円を計上しております。

減額の主な要因としては、被保険者数の減少が主な要因と見込んでおります。3款、1項、1目、保険給付費等交付金につきましては、歳出で説明しました医療費の増により増分は全て普通交付金の対象となることから増額するものです。

153ページをお願いいたします。5款、1項、一般会計繰入金につきましては、国保税が減ることにより、保険基盤安定事業繰入金が減になることや、職員給与費等分が減額の見込みである影響などにより、総額で7806万5千円を減額しております。

154ページをお願いします。5款、2項、基金繰入金につきましては、財源不足を補うため、7636万4千円を増額し、1億7768万3千円とするものです。

6款、繰越金につきましては、令和5年度の繰越金2018万円を計上しております。

8款、国庫支出金、1項、国庫補助金、1目、社会保障・税番号制度システム整備費補助金116万7千円につきましては、マイナ保険証制度の開始に伴う広報いづかでの周知や、システム改修等に要した費用に対する補助金を新規計上するものです。

国民健康保険特別会計は、社会保険の適用拡大や75歳到達に伴う後期高齢者医療への移行により、対象世帯や被保険者の減少が続いております。一方、1人当たり医療費の増により医療費は増加しております。本市の医療費水準は、ほぼ県平均となっておりますが、医療費の適正化を進める必要があると考えております。

以上、簡単ですが補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○小幡委員

国民健康保険の特別会計補正予算ですが、国民健康保険の対象世帯と一般被保険者数というのは把握されていますか。できましたら教えてください。

○医療保険課長

令和5年度末で1万6217世帯、2万3792人です。令和6年度末では1万5696世帯、2万2682人ということで、この1年間を比較しても521世帯、1110人減の見込みとなっております。

○小幡委員

世帯数、人員の減というのは自然減少——、なにか減する理由を教えてください。

○医療保険課長

一番多いのは転入とそれから転出による入替えです。この分が数的には一番多いです。あとは入ってくるほうとしては、社会保険を離脱して入ってくる方、入ってくるのはそれぐらいです。出るほうとしては後期高齢者への移行、それから、転出はさっき言いましたけど、あとは若干の死亡という項目になっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第94号 令和6年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第96号 令和6年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第96号 令和6年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の補足説明をいたします。

補正予算書の199ページをお願いします。第1条におきまして、既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ7850万2千円を増額しまして、総額を歳入歳出それぞれ23億8862万7千円としようとするものです。詳細につきましては事項別明細書でご説明いたします。

歳出予算からご説明いたします。204ページをお願いいたします。2款、広域連合納付金につきましては、4月及び5月に収納した保険料など5947万8千円を繰り越して納付するため、8228万4千円増の23億4361万円を計上しています。

次に、歳入予算についてご説明いたします。202ページをお願いします。4款、繰越金につきましては、令和5年度の出納閉鎖期間、令和6年4月及び5月収納分の保険料など5960万7千円を計上しています。

後期高齢者医療特別会計は、団塊の世代のピークは過ぎましたが、依然として75歳到達による被保険者の伸びが高く、予算規模は毎年拡大している状況です。

以上、簡単ですが補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第96号 令和6年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第113号 訴えの提起（旧颯田武道館敷抵当権設定登記抹消登記手続請求）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○スポーツ振興課長

「議案第113号 訴えの提起（旧颯田武道館敷抵当権設定登記抹消登記手続請求）」についてご説明させていただきます。

議案書の45ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、旧颯田武道館敷に存在する抵当権の消滅時効による抵当権設定登記抹消登記手続の訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、本案を提出するものでございます。

原告は飯塚市となります。被告は45ページに記載のとおり12名、事件名は抵当権設定登記抹消登記手続請求事件となります。資料下段以降に事件の概要等も記載しておりますが、旧颯田地域の勢田字島奥1062番2につきましては、昭和46年に颯田武道館敷として旧颯田町が取得した土地でございます。当該地の抵当権につきましては、昭和9年に設定されたものでございます。閉鎖登記簿の確認により、当該抵当権の被担保債権は既に消滅時効に必要な期間となります10年を経過しております。また、当該地の取得後、市に対し当該債権の請求も行われてはおりません。

当該土地登記簿謄本の抵当権者について、調査を行いましたが、抵当権者の死亡等により数次相続が発生しており、抵当権者の相続人は12名でございます。共同申請による抵当権の抹消登記が困難な状況となっておりますことから、消滅時効による抵当権設定登記抹消登記手続を求め、福岡地方裁判所飯塚支部に訴えを提起するものでございます。

なお、47ページに当該抵当権設定の位置図を記載しております。

以上、簡単ではございますが、訴えの提起についての説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○小幡委員

何点かお尋ねします。これは合併前の颯田町において登記した案件ですよ。今、飯塚市になっていますので、原因は購入したけども抵当権が設定されていたんでしょう。その抵当権が、昭和9年だからもうかなり古い。その方々はもうご存命ではない。相続人のほうに、権利が移ったということです。その方々が、今12名と言いましたよね。その方々の抵当権を抹消したいということです。

抹消に当たっては、もう時効が成立しているよというのを飯塚市は主張しているんですよ。確認ですが、時効は10年、もう一度教えてください。

○スポーツ振興課長

時効については、10年で抹消することができるようになっております。

○小幡委員

起算していつから10年で、抹消年月日は何年の何月になります。

○スポーツ振興課長

この応分の抵当権の設定が昭和9年11月30日付となります。弁済期といたしましては昭和15年12月31日までとなりますので、ここから起算して10年ということになります。ですので、昭和25年には既に弁済期間、消滅時効が、実は成立していることにはなります。

○小幡委員

昭和15年、10年後の昭和25年にはもう抹消していたという事実があるわけですよ。それとは別に相続人が12名、相続はしているのでその段階では抹消していなかったということだよね。便宜的に裁判所が所管になって裁判という形を取るんでしょう。飯塚市が主張するのは分かるんだけど、抹消に当たっては12名の方は寝耳に水の話じゃない。通常、裁判となると被告人になってしまうよね。その方々には、事前にそのような説明というのはいくら済んでいるんですか。

○スポーツ振興課長

今回、この訴えの提起を起こすに当たりまして、事前に弁護士相談等も行っております。その中で一番理想となるのが当事者との合意による方法ということですが、今回、12名につきましては、45ページに記載のとおり、県内のみならず遠方の方々もいらっしゃいます。本当であれば、職員が出向いて合意形成を図ることが一番理想だとは思いますが、なかなか難しい点がございます。今回、この訴えの提起ということで、弁護士のほうにお願いすることで、この方々には通知等を行ってお話をした上で、最終的に抵当権の抹消手続に入るということになります。

○小幡委員

今の説明であれば、この12名の方は了承済みと判断してよろしいですか。

○スポーツ振興課長

現時点では、まだ了承されているということにはなりません。なので、今回この消滅時効が発生している実際の事実関係等を先方のほうにお伝えした中で、最終的には、登記の抹消の手続に入るということになります。

○小幡委員

いや、私が尋ねたのは、不服申立てがあるんじゃないじゃなくて、こういう裁判を飯塚市のほうがかけさせてもらいますよという通達は全員にもう行っているのかと、全員把握されているのかというのを聞いているんです。

○スポーツ振興課長

現時点では、まだ通知等は出しておりません。

○小幡委員

逆に言えば、今日議案で上がっていますので、委員会、本会議でオーケーを出したら通達するという話、時系列的にはどうなのか。

○スポーツ振興課長

今回、この訴えの提起について、議決をいただいたら実際の手続に入っていきます。

○小幡委員

これからということになるわけね。議決できましたと。それから、うちの顧問弁護士なのか何か分からないけど、裁判所で手続をしていくということね。分かりました。ならばちょっと要望になるんだけど、先ほど言ったように、被告となられる方はいきなり来たらびっくりするので、ちゃんとした、言葉悪いけど準備段階の根回しというか、しっかりと公示送達して先方に理解を求めて裁判という形にしないと感情的なものになると困るので、その点は注意してください。それと、結局被告側とすれば相続人全員に対して一括でやりますからね。そこら辺をしっかりと先方さんに通達したらいいかと思います。

それと、裁判には原因日付をしっかりと記載しないと後の登記に手間がかかるとお思いますので、その点は要望しておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○鯉川委員

素朴な疑問でちょっと確認ですけども、もともとこれ大昔に颯田町が購入された土地ですよ。

○スポーツ振興課長

そのとおりでございます。

○鯉川委員

普通購入するときに抵当権というのを抹消して購入するというのは当たり前ではないんですかね。抵当権がついたままというのは、私は常識からいうと有り得ないような気がして、何で今抵当権抹消のこういう手続になるのかと思ったもので、素朴な疑問をお尋ねします。

○スポーツ振興課長

今回、この土地につきましては、実際に旧颯田町の武道館敷と一体的な利活用の関係で売却の方向性で進めていく中で、抵当権等が登記簿を調べたときに発覚したというのが現状でございます。今、議員がおっしゃられたとおり、通常であればそのような形で確認をした上で、市として購入すべきであろうと思われませんが、当時、旧颯田町時代に、どういった経緯でここを取得したのかというのは、申し訳ありません、事跡が残っておりませんので不明となっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

ちょっと聞きますね。裁判になれば被告という形で12名おつてありますよね。これ資料を見ますと地目は宅地で98.55平米になっていますね。大した面積じゃないよね。図面上も全体敷地の角地に少しこの土地が残っていたのが原因だと思うんだけど、これは一筆になっているけど、12名の共有財産、それとも、細かく分筆されているんですか。その点は分かりません。

○スポーツ振興課長

本来、ここの土地については、一筆だったんですけども、冒頭説明の中で数次相続のお話をしたと思うんですが——、ということでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

市が住民訴訟をこうやって起こす場合ですね、議会の議決がないと動けないということでしょう。逆に言えば、法的にそこを説明していただかないとやっぱり相手は来たら、突然来たら大変やろうという意見も、声も出ていますが、逆に議会の議決がないと動けないということではないんですかね。

○スポーツ振興課長

この訴えの提起という形で進めていく場合は、議決が必要となります。

そうではなくて先ほど少し説明しましたが、いろんな方法があるんですけども、当事者に合意を求める方法を取るという場合であれば、担当部署と実際の債権者の方との合意の上で進めることができますが、この訴えを起こすに当たっては、議決が必要となります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第113号 訴えの提起（旧颯田武道館敷抵当権設定登記抹消登記手続請求）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第117号 専決処分の承認（飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第117号 専決処分の承認（飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例）」について補足説明をいたします。

議案書の52ページをお願いいたします。子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が施行され、児童手当の所得制限が撤廃されましたが、重度障がい者医療制度においては、所得制限が存続されるため、施行される前の施行令を参照するように関係規定を整備するものです。これによります制度の変更はございません。公布が9月20日、施行日が10月1日でしたので、9月定例会の上程にはいとまがなく、専決処分をさせていただきました。

以上、簡単ですが補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第117号 専決処分の承認（飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例）」については、承認することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認すべきものと決定いたしました。

小幡委員から、「地域猫活動支援事業について」、所管事務調査をしたい旨の申出があつて

おります。小幡委員。具体的な内容の説明をお願いいたします。小幡委員に発言を許します。

○小幡委員

改めまして、ちょっと所管事務調査のお願いをいたしております。

調査の目的は、地域猫、俗に言う野良猫といいますかね。各地において犬のほうは、保健所登録制度がちゃんとありまして、市のほうも、飼い主さんや頭数等も把握されていると思うんですけども、今、猫に対してはそこら辺がちょっとフリーになっていましてね、飼い猫とそうではない猫、地域猫、野良猫、いろいろな呼び名がありますけども、その飯塚市の猫の実態と、なおかつ、どのような対策を本市が行っているのかの調査をしたいと思ひまして、今回、お願いいたしております。以上です。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「地域猫活動支援事業について」、所管事務調査を行うことに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

全会一致。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「地域猫活動支援事業について」を議題といたします。小幡委員に質疑を許します。

○小幡委員

改めまして、所管事務調査ありがとうございます。

特に地域猫、野良猫についてお聞きしたいのですが、いきなりの調査になりますので、資料要求を委員長のほうで、お願いしたいのですが、できましたら3部ありまして、「飯塚市地域猫活動支援事業実施要綱」というのが本市にあります。その資料1部と、特に県が使っております「さくらねこ無料不妊手術事業」の概要があります。それが1部と、現在の「飯塚市地域猫活動支援事業の実績表」の3部の資料を要求したいと思いますので、お計らいのほどよろしくをお願いいたします。

○委員長

執行部にお尋ねします。ただいま小幡委員から要求がっております資料は、提出できますか。

○環境整備課長

はい、提出できます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま小幡委員から要求がありました資料については、要求することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。資料が準備されていますので、事務局に配付させます。サイドボックスに出しておりますので、そちらを御覧ください。

○小幡委員

資料の配付ありがとうございます。ちょっと何点か質問いたします。

猫とは言いながら、環境関係に関することになるので――。特に地域の方で猫嫌いの方もおられます。そういった方たちも苦情という形になるかと思うんですけども、一方では、やっぱり動物好きの方がおられて自分が飼っている猫ではないけども餌をあげたり、言い方、表現が悪いけど、猫がうろうろしていても気にしない方。いや、それがものすごく嫌だという方。それぞれおられると思います。

資料も要求しましたが、本市においても、そういった、先ほどから表現が悪いけど野良猫とします。野良猫に対する地域猫活動の支援事業ということをお市のほうでも行っていると思うんですけど、飯塚市においてどのような取組をしているのか。分かりましたら、教えてください。

○環境整備課長

地域猫活動ということでございますが、本市では、地域猫活動に取り組む住民等で組織される団体を支援することにより、飼い主のいない猫の適正管理を推進し、猫に起因する生活環境被害の軽減などを図ることを目的とし、令和2年度に地域猫活動支援事業実施要綱を策定して、当該団体に対しまして、予算の範囲内ではございますが、地域猫の不妊去勢手術費用の補助を行っているところでございます。

○小幡委員

地域猫支援事業を推進していただいているんですね。令和2年度に策定されたんでしょう。4年前、実施し出してまだ三、四年しかたっていないということで、これが飯塚市の住民の方に周知というか、知らない方が多過ぎるんですね。だから、猫がおるけど飯塚市はどうしているのという話をよく耳にするんですけども、資料もいただきましたので、支援事業についてちょっとお尋ねしますが、ある程度見ますと、これには補助事業が入っていますよね。補助事業の内訳はどのようになっているのか教えてください。

○環境整備課長

補助事業の内訳でございますが、不妊去勢手術の費用のうち県が補助の2分の1、残り2分の1が市の一般財源として補助をしているところでございます。

○小幡委員

2分の1が県で2分の1は本市ということで、先ほど、資料要求の中に猫活動の支援事業の実績ということで、令和2年度から6年度までの実績を配っていただいています。ちょっとこれの推移を説明していただきます。

○環境整備課長

これまで私どもが行ってまいりました補助の内訳と決算額のほうをちょっとご説明させていただきますが、まず補助額として1匹当たりですけれど、雄猫に対しては1万6千円。雌猫に対しましては2万6千円を補助しております。

決算額といたしましては、令和2年度に雄猫3匹に対しまして4万8千円、令和3年度は、雄猫6匹、雌猫2匹に対しまして14万8千円。令和4年度は、雄猫6匹、雌猫3匹に対しまして17万4千円。令和5年度は、雄猫21匹、雌猫5匹に対しまして46万6千円となっております。令和6年度は途中でございますので、まだ決算までは出ておりません。

○小幡委員

この資料でいきますと、令和2年、3年、4年、5年の4か年は実績が出ていますよね。この決算額があります。仮に令和5年、46万6千円、雄猫を21匹、雌猫を5匹去勢手術したということでしょう。それに関わった費用ですよね。この46万6千円のうちの2分の1が本市、2分の1が県、この46万6千円の2分の1だけが、本市が一般財源から出したんですね。分かりました。非常に言い方が悪いんですけど、本市は広いんですけど、どれぐらいの野良猫が存在しているかというのは把握しています。

○環境整備課長

野良猫の数、飼い主のいない猫の数は把握しておりません。

○小幡委員

できませんよね。だから想像の世界なんですね。100匹なのか、500匹なのか、何千匹なのかね。旧1市4町でいけばかなりの数が存在していると思うんです。

例として100匹おるとするじゃないですか、雌が100匹おった場合、1年間で何匹ぐらい産まれると担当部署は考えています。

○環境整備課長

100匹がどれぐらい増えるかというのは、ちょっと今すぐ計算はできないんですけど、一般的な猫の出産に関しましてご説明させていただくと、1年間に2回から3回産むと、その1回の中で4、5匹産むということなのでかなりの数に増えていくということになるというふ

うに考えております。

○小幡委員

ですよね。3回と通常言われますが、中取って2回産んじゃったと。5匹ずつ産んでも10匹増えますよね。100匹が10匹産むとね、計算して分かるごと増えるんですね。産まれた子どもも1年たてば、本当は半年で妊娠できるというんだけど、1年後にはももとの親がまた産みます。産まれた子どももまた産みますというような倍々というよりももっと増えていくんですね。言い方が悪いんだけど、あなたたちのせいとは言わないけど、1年放っておくとその数増えていくんですよ。もう1年放っておくともっと増えるというので、今現状、地域にそういった猫がたくさん見られるということで、ちょうど一般質問でもイノシシとか鹿の殺処分の状況を聞きましたけど、ああいった愛玩動物を殺すわけにはいかないの——。福岡県は特に殺処分ゼロを目標に、本市もそうでしょうけど犬猫を殺すというのが、やはりペット化されている地域猫からしても賛成する人はほとんどいない。でも嫌がる人も先ほど冒頭で言ったようにたくさんいる。

飯塚市はあまりそこに力を入れていないと指摘します。あまりやっていないよね。この地域猫活動の支援事業ということを令和2年につくるのはつくったけど、これも本市の発想ではなくて県からの流れからそういう事業を開始したと私は思うんだけど、ちょっと中身について聞きますけども、この地域猫活動の支援事業に——、要綱も手元の資料としていただきましたけども、私は殺すわけにはいかないから、でも増やすのを止めようということでは去勢手術を進めたいんですよ。でも、今高いんだよね。ここにあるように雄猫で1万6千円。雌猫で2万6千円。この捻出するのに当たって予算が欲しいんですよ。この実施要綱の中に助成金というのがありますけども助成を受けるためにはどういった方法があるか、この中身の説明をちょっと教えていただきたい。

○環境整備課長

助成を受けるための条件ということでございますけれど、この助成を活用していただくためには、まず団体登録をしていただく必要がございます、2名以上の活動員からなります方たちから、団体登録をしていただくということになっております。

○小幡委員

2名以上ですよね。これちょっと要綱を見ますと、第4条に地域猫活動を実施する場合地域の住民を中心として2名以上で登録するんでしょう。仮に私と誰かという形で団体を組むということですね。2項に、地域猫活動団体の構成員の名簿を出して活動地域の地図及び写真を添えて、なおかつ、地域猫活動に関する自治会長の同意書ももらってと。仮に私がおる所でいけば、私の地域の自治会長の同意書が要るということですね。これをそろえて登録するんですね。登録した後、飯塚市が認証してくれる。それから、どのように流れるのか、時系列的にちょっと教えていただけますか。

○環境整備課長

まず、先ほど言いましたように団体登録をしていただくこととなりますけれど、団体登録をされましたら予算化をしないといけません。県のほうの2分の1の補助もありますので、団体登録をしていただきましたら、今からの予定というものを聞き取りまして、その予定に基づきまして、来年度以降、予算化したところから活動を行っていただくというのが大きな流れというふうに考えております。

○小幡委員

そういうことなんですよ。ちょっと前後しますけど、今、飯塚市に登録されている団体の数は把握されていますか。何団体あります。

○環境整備課長

現在、2団体でございます。

○小幡委員

地域的にはどこどこです。

○環境整備課長

地域につきましては、公表しますとちょっとそこに遺棄が増えることがございますので申し訳ございません、非公表としております。

○小幡委員

そういうことですか。ざっくり言えば1市4町のどこかの地域に2か所の団体があるということね。今後、申請が通ったとしても、地域は公表しないと。団体名も公表しないとというやり方でやっているんだよね。だから、そこを分かっている住民が、うちに地域猫が5匹も6匹もおるといふときに飯塚市に電話しますよね。そうしたときの飯塚市の対応を教えてください。

○環境整備課長

そういうご相談が市民の方から行われましたら、私どもが現在行っている地域猫活動の内容をご説明して、まずはこういう補助がありますのでご活用の方を検討するようにご説明をしているところでございます。

○小幡委員

再確認。こういった団体を組みませんかという案内をしているんですか。もしくはこういった団体があるんだという紹介をしていない。どっち。

○環境整備課長

基本的には、団体を組んでいただくと補助が使えるということで団体を組まれませんかと、新たに組まれませんかというご案内をしているところでございます。

○小幡委員

そこなんですよね。一つの例で正しいかどうか分からないけども、子どもたちとかよく家庭におられる主婦の方が、猫がたくさんおるといふことで電話した。でも、そうやって団体を組んでくださいとなると引いてしまうんだよね。そこまでしなくちゃいけないのといふことで、結果なかなか猫に対する避妊等の推進ができないと、今課長がおっしゃるとおり、どこどこ地域にこういう団体がありますよという案内もしないと、だから野放し状態なんですよ。

先ほどちょっと前後しましたが、予算は今たった2団体だよ。たったという表現は悪いんだけど。2団体が年間これぐらいの頭数を避妊手術したいという申告があって、それから予算要求をして、県のほうにして、それから予算化すると。言い方変えれば手ぬるいやり方なんだよね。その2団体からの申請がなければ、仮に、団体が20頭ずつでいけば40頭分に対する雄雌に分けて予算化していくとそれ以外の予算がないわけでしょう。だからその2団体の要求に応じた額しかない。それ以外の処分はできないと限定してしまうんじゃないですか。

でも先ほど言ったように、全頭数を把握していない。1年間にどんどん増えていく、これで追いつくと思いますか。それに対する所管課として何か研究検討されたことがありますか。あったらこういうことを考えたという実績があれば紹介ください。

○環境整備課長

やはり、そういういろいろと猫にお困りだといふお声を聴いておりますので、今回も資料で提出をしておりますけれど、公益財団法人どうぶつ基金という所が、さくらねこ無料不妊手術事業というものをやっております。この事業につきまして、少し詳しい話になりますけれど、個人の方が使える枠と行政のほうで使える枠といふものがございまして、今までは個人の枠のほうをご紹介しまして、その活用をお願いしていたところでございますけれど、現在、この行政枠のほうの活用につきましても、前向きに検討しているところでございます。

○小幡委員

そうですね、さくらねこの無料不妊手術の概要をいただきましたけど、個人枠と団体枠があるんですね。今、個人枠はどの程度の枠があるか教えてください。

○環境整備課長

これは公益財団法人どうぶつ基金が実施されている事業でございまして、個人枠がどれぐらいあるかというのは、申し訳ありません、ちょっと今把握はできておりません。

○小幡委員

団体枠については。

○環境整備課長

行政枠につきましても同様に、現時点ではちょっと数字を持ち合わせておりません。

○小幡委員

だよ。だからあまり研究していないということなんですよ。だから、個人枠、団体枠を1回調べてみてください。それが今言う十分なのかも検討してみてください。

ちょっとまた前後しますが、2団体が行い、協力してくれる協力動物病院というところを受け入れていくんですね。じゃないと協力関係のある指定した病院に行かないと手術できないでしょう。

飯塚市においては協力動物病院というのは、何軒ぐらいあるんですか。もしくはそれ公表できます。

○環境整備課長

飯塚市内で申し上げますと、協力動物病院は現在ございません。

○小幡委員

協力病院が一番近いとどこにありますか。

○環境整備課長

近隣で申し上げますと、田川市にございます。

○小幡委員

ということで、飯塚市にないんですよ。ボランティアで連れて行きたいんだけど協力病院も市内にないと。北九州か田川に行っている。今、さくらねこを利用して、個人枠で仕事が休みのときに猫を捕らえて、車で病院に連れて行って、手術してもらって、お金を払ってまた連れて帰って離すというのを地道にされている方がたくさんおられますよ。その方々が、自分の活動資金等は要らないからボランティアでいいと、猫を助けたいとか、増やすのを止めたいということでボランティア活動をされている方がたくさんおられます。そういった方がせっかくおられるんだから、やはり飯塚市内にもこの協力病院を、しっかりと行政のほうから協力願えないかというようなお願いができないかというのが1点。

それと先ほど言ったように、猫の避妊手術は団体しか要求できない。個人枠は額が分かんないということだけど、本市でも、個人枠というか、予算化されて、やはりボランティアされる方が、私今後5匹ほどこういうふうには避妊手術をさせたいんだけどという申告でいいよ、やはり問合せがあったらちゃんと病院の紹介と避妊できる金額の予算を確保していただきたいんです。今日、さらっと言っとくね。2年前、改選があつてすぐ1回お願いしたんです。これは、委員長も聞いてほしいんだけど、もう2年も断られているんですよ。放っておかれているということは、先ほど言ったように1年でどんどん増えているんですよ。2年間でかなりまた増えちゃったんです。お金がないからというように財政厳しいでしょうけど、協力病院は今表示されている値段ではなく1万円ぐらいでやってくれているので、病院側も協力して安くしてあげようということであれば、年間100万円だけでも100頭近く避妊手術ができるかと思うんです。それだけ子猫が産まれることを防ぐことができる。ぜひ、年間100万円ですよ。どうか課長、頑張って部長にお願いして、市長まで届くようにして年間そういった予算をつけていただきたいという要望です。

今回は、どのように考えられますか。

○環境整備課長

今、質問委員からいただきました。まずは飯塚市内で協力していただける病院が1か所でも多くできるように私どもとしては、動物病院関係に働きかけをしていって協力を願っていきたいというふうに思っております。

予算化につきましてもいろいろと課題はございますが、どういう形でやるのが一番費用対効果があるのかとか、そういうことも含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○小幡委員

それは前向きな回答と捉えます。他自治体の実績等もちょっと調べていただいて、本市独自の猫救済といますか、そういった観点からもしっかりとちょっと部局で検討願いたいと思います。これにつきましては、また進んだ段階でどのように進展しているかなどということをお尋ねしますので、ぜひとも検討をよろしくお願いいたします。

以上です。ありがとうございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については、調査終了とすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

佐藤委員から、「産業廃棄物焼却処理施設について」、所管事務調査をしたい旨の申出があります。佐藤委員。その具体的な内容の説明をお願いいたします。佐藤委員に発言を許します。

○佐藤委員

飯塚市議会に桂川町議会から、大将陣公園近くの吉隈における産廃施設への反対取組に関する要望書が来ています。飯塚市議会では、これに関して賛成して意見書を出すような動きになっています。執行部にも同様の要望書等が来ているのかどうか。そしてどう考えてあるのかをお聞きしたいと思っております。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「産業廃棄物焼却処理施設について」、所管事務調査を行うことに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

全会一致。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「産業廃棄物焼却処理施設について」を議題といたします。佐藤委員に質疑を許します。

○佐藤委員

先ほども申しましたが11月26日に桂川町議会 林議長から、飯塚市議会において産廃施設への取組に対する要望書が出ております。これは飯塚市も近隣として反対するようという内容です。まず、執行部に対して桂川町から何らかのアプローチがあったのかどうかお伺いいたします。

○環境整備課長

私ども飯塚市におきましても、2024年11月26日付で、桂川町議会議長から、飯塚市長宛てに産廃施設への取組に関する要望書が提出されております。

○佐藤委員

桂川町長もこれには反対の意思を示していると聞いております。桂川町議会からだけで、町としてからは何のアプローチもないということではよろしいですか。

○環境整備課長

直接、桂川町から飯塚市にそういう働きかけといますか、こういう要望とかそういうのは

ございませんけれど、常日頃から桂川町がこういうことに反対しているというようなことは情報提供などをいただいているところでございます。

○佐藤委員

飯塚市議会としては、最終日に意見書として県のほうに提出するような動きになっております。

市としてはどう考えてあるのか、お伺いいたします。

○市民環境部長（長尾恵美子）

産廃施設の建設に関しまして、現在、産廃物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理施設設置の許可申請を行うための前段階である福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例に基づいた手続が進められております。当該条例に基づく今後の手続の流れを申し上げますと、環境影響調査書が県に提出された後に、県が指定地域の指定を行います。その指定地域に飯塚市が含まれますと、県から飯塚市長に意見照会が行われます。また地域指定後、事業者が住民説明会を実施いたしますが、住民から出た意見やその意見に対する事業者の見解についても、飯塚市長に意見が聴取されることとなります。したがって、福岡県知事から飯塚市長に各場面で意見照会が行われる際には、飯塚市と桂川町で情報共有を図りながら、しっかりと意見を述べてまいります。

○佐藤委員

それでは、県からどっちにしろアプローチがあるということと認識いたします。ただ、飯塚市として、市長として、執行部として、桂川町議会から要望書が来ていますよと。その後のアプローチ、何らかの動きがないように思いますので、ぜひとも副市長、桂川町長に意見を聴いて、市の対応を早急に決めていただきたいと思っております。近くにグラウンドゴルフ場も新設したばかりで、やっぱり住民の不安にならないように取り組んでいただきたいことを要望いたします。終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

すみません、関連でちょっと質問します。今部長、時系列的な説明があつて、紛争予防条例に関してアセスメントが終わったと。住民説明会は終わったんですか。今、現況はどんな状態でしょう。

○環境整備課長

現在、まだ環境影響調査は終わっておりません。今の計画としましては、計画上で聞いているのは12月20日までが期間となっております。ですので、今後終わりましたら、その結果が県に提出されて、その後、住民説明会などの流れになっていくというふうに考えております。

○小幡委員

今、環境影響調査の途中ということですね。先ほど説明があつたように、県知事からの照会があつて、まだ地域確定もしていないということなんでしょうか。どうでしょう。

○環境整備課長

まだ調査が終わっておりませんので、この調査書が出ましたら、どこが地域指定になるのかというのを県が判断することになっております。現在はされてございません。

○小幡委員

書面上はできていないけど、真横だから間違いなく地域指定されますよね。今回一般廃棄物ではなく焼却ですからね、産業廃棄物の焼却場、要は煙突が立つやつだから、半径1キロメートルだったかな、ちょっと数字は忘れましたが所管範囲は地域指定になりますので間違いなく本市もなりますよ。今、佐藤委員も言われたとおり時系列的な行程具合は分かりましたけど、県からの照会が一々あつて、それに対して意見書を述べる。それはそれで書面上進めていいん

だけど、桂川町議会の議長名で本市議会にもちゃんと要望届いているんです。隣町でおそらく地域指定されるであろう飯塚市議会としても、賛成反対はおいても決議すると。意見を述べるということをお知事に対して今からやろうとしているんですよ。ですから、行政間でしようけども、桂川町長が市長に正式に申出があるないはともかく、亡くなられた片峯市長はゆゆしき問題だと、行政は継続していかなくてはいけないんだから、しっかり今の武井市長にもどういう考えなのか、所管の部長としてちゃんと尋ねてください。その意向をどの時期かはこちらのほうから指定はしませんが、県から意見書が届いてそれに対する意見を述べるのではなく、やはり市長として、本市の市民を守る立場から積極的に県に申し出ると。県も市も対等ですよ。ただ、許認可権が県にあるので、そこだけの違いだけど、市のしっかりとした意見は知事から言われたから答えるのではなく、こちらからしっかり発信したいと思うんですね。副市長、それも含めて市長にしっかりと提言してください。

それともう1点、この事業自体の概要というのは把握されていますか。

○環境整備課長

事業の概要でございますが、事業者が福岡金属工業株式会社という会社でございます、今回、施設を設置しようとしている場所としましては桂川町吉隈870番1、870番3、875番1という場所になっております。施設の種類としましては、焼却施設ということで処理する種類としましては、ちょっと多くなりますけれど、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、紙くず、木くず、繊維くず、動物系固形不要物、動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体、感染性廃棄物というふうになっております。処理能力としましては、1日当たり95トンということが概要というふう把握しております。

○小幡委員

焼却方法の概要は分かります。

○環境整備課長

処理方式としましては、乾溜ガス化燃焼方式というふうになっております。

○小幡委員

ちょっとお尋ねしますが、その概要を、失礼やけど桂川町から要望・意見書が届いているんだけど概要書がないんです。市議会の1議員としても、元片峯市長の言葉を借りれば、ゆゆしき問題だという観点から反対したいと、私の個人的な話ですよ。でも概要も知らずに反対するわけにはいけないので、その概要書的なものを本市議会に開示することは可能でしょうか。

○環境整備課長

今私が持っておりますものというのが、実施される会社が県知事に、今回の調査をするために出した計画届の中に書かれた施設の概要となっておりますが、私どもが県に情報公開請求をして入手した情報ですので取扱いにつきまして、今ここで正確なお返事ができませんので、ちょっと考えさせてください。

○小幡委員

だと思っんですね。事業計画書が県のほうに提出された後に公開したという書類だと思うんで、もし可能であれば本市の議長を通して配付していただけないかということも含めて、開示できる場合は、要望してもらえませんか。お願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については、調査終了とすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。